

令和 7 年 1 1 月 1 3 日

八 丈 町

八丈町の災害廃棄物処理の方針について

令和 7 年 1 0 月の台風第 2 2 号・2 3 号により発生した、八丈町の災害廃棄物及び災害廃棄物を含む土砂（以下「災害廃棄物等」という。）について、次のとおり処理方針を定めましたのでお知らせします。

処理方針

- 第一 町民の生活環境を保全するため、優先度の高いものから迅速に災害廃棄物等の処理を進める。
- 第二 災害廃棄物等は、できる限り島内で処理を行う。島内で処理を行うことが困難な災害廃棄物等は、島内で前処理（選別、破碎処理等）を行った上で、島外でその後の処理を行う。
- 第三 災害廃棄物等の分別を徹底し、埋立処分量の削減及び再資源化に努める。
- 第四 島内で行う災害廃棄物等の処理は、島内の事業者へ委託して行う。
- 第五 災害廃棄物の島外への運搬は、八丈島と東京港との間に定期航路を定めている海運業者に委託し船舶により行う。
- 第六 災害廃棄物等の処理に係る経費の削減に努める。
- 第七 災害廃棄物等の処理に当たっては、環境省、東京都及び区市町村等に協力を要請する。

本処理方針に従い、八丈町災害廃棄物等処理実行計画を早急に策定する。

八丈町長 山下 奉也